

令和8年4月15日

各科（部）長
各センター（室）長 殿
各課長

キャリア形成支援センター長
脇 野 修

令和8年度Ⅱ期「指導者支援事業」の公募について（通知）

キャリア形成支援センターでは、本院において、指導的立場にあるにもかかわらず研鑽のための予算が所属部署に配分されていない職員を対象に、指導力の向上を目的として「指導者支援事業」を実施します。

本事業は、国内で開催される研修会等へ参加するための旅費、参加費を助成するもので、本センターの事業として予算措置されたものです。

つきましては、令和8年度Ⅱ期（令和8年8月1日～令和9年3月31日）の公募を下記により行いますので、貴所属職員に周知くださるようお願いいたします。

記

1. 事業概要 指導者のレベルアップを図るために、国内で開催される研修会・講習会あるいは技術技能習得や資格取得を目的とした研修派遣等、各職種の指導者養成に寄与する教育企画への参加に対して、旅費、参加費を助成する。（所属部署に予算が配分されている者、教育職にある者は除く）
2. 応募資格 徳島大学病院の医療従事者及び事務職員（別紙助成基準申し合わせ項目7を参照）
3. 提出書類 別紙様式1による
（本様式は、本院HPの「院内職員向け」→「事務部へ提出する各種様式」→「総務課」→「専門研修係」の中からダウンロードできます。若しくは添付の様式をコピーしてお使いください。）
4. 公募締切 令和8年5月29日（金）17時まで
5. 書類提出先および問い合わせ先
病院総務課専門研修係（外来診療棟5階）
担当：白濱（内線5596 Email：bcareer@tokushima-u.ac.jp）
6. 選定結果 令和8年6月下旬頃

※留意事項（1）応募件数は一人一件とします。

（2）採択の対象となった研修会等以外に変更は認められません。

（3）同一申請者によるキャリアアップ推進事業への重複申請は認められません。

（4）参加費は10万円を超えないものとする。

指導者支援事業助成基準について（申し合わせ）

平成 26 年 6 月 6 日	キャリア形成支援センター運営委員会改定
平成 26 年 9 月 24 日	キャリア形成支援センター運営委員会改定
平成 28 年 5 月 30 日	キャリア形成支援センター運営委員会改定
令和元年 5 月 27 日	キャリア形成支援センター運営委員会承認
令和元年 6 月 19 日	病院運営会議 改定
令和 4 年 8 月 1 日	キャリア形成支援センター運営委員会改定
令和 6 年 3 月 26 日	キャリア形成支援センター運営委員会改定

選考を行うに当たり、その方法および助成基準を下記のとおり申し合わせる。

記

1. 選考会議は、センター長、副センター長、部門長及び医療専門職部門に所属する各部長により構成する。
2. 研修会・講習会あるいは技術技能習得や資格取得を目的とした研修派遣等、各職種の指導者養成に寄与する教育企画への参加に対して、旅費（交通費、日当、宿泊費等）及び参加費を助成する。その内容・規模等は、全国レベルであることが望ましい。なお、参加費は 10 万円を超えないものとする。
3. 徳島県内で開催される企画等に参加する場合も助成選考の対象とするが、徳島市内で開催される場合、旅費は支給しない。
4. 学会に付随するセミナー等も助成対象とするが、学術を主目的とした学会への参加については、選考に際してその優先度を低くする。
5. 資格認定試験検定料・受験料及び旅費、昼食代、懇親会費、学会年会費等は、助成対象外とする。
6. 採択にあたっては本事業の趣旨にのっとり、概ね 20 年程度の経験年数の者を対象とするが、各部署での指導的活動状況を考慮する。
7. 文科省 G P 等他の助成事業に応募可能な場合は、予算的に可能な限り、原則としてその事業への応募を優先してもらう。また、所属部署において予算執行の権限を持っていない者を対象とする。なお、教育職や所属部署に診療科等経費予算が配分されている者、科長・副科長、部長・副部長、センター長・副センター長及びそれ相当の役職にある者は対象外とする。
8. 応募申請は、原則として各募集につき 1 人 1 件とする。
9. 応募申請時に日程等が未定であっても、開催予定があれば申請可とする。
10. 選考は推薦順位を優先し、同順位内で選考する場合は、過去に本事業で採択歴のない者を優先する。また、Ⅰ期（4 月～7 月）では前年度のⅡ期（8 月～翌 3 月）に採択されていない者、Ⅱ期では同一年度のⅠ期に採択されていない者を優先する。
11. 応募者は、助成希望企画の参加時に本学職員である者とする。
12. 採択にあたっては、所属部門（部署）・職種のバランスにも配慮する。

付則

令和 4 年度までは、上半期、下半期とする。

以上